

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会開催予定施設整備 基本構想策定業務委託仕様書

1 業務名称

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会開催予定施設整備基本構想
策定業務委託

2 業務の目的

桜井市では、令和 13 年度に奈良県において開催予定の第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会（以下「国スポ等」という。）のうち、国民スポーツ大会では、ソフトボールの成年女子と卓球の全種別、全国障害者スポーツ大会では、卓球の開催を予定している。

本市所有の芝運動公園運動場および総合体育館は、国スポ等の競技開催予定施設である一方、老朽化が進んでいる状態である。安心・安全な大会運営を実現するためには、両施設の課題を解消する改修が必要である。加えて令和 7 年度中に予定されている中央競技団体による正規視察を踏まえた対応も行う必要がある。

また、本市の財政負担とのバランスを考慮しつつ、施設整備や大会運営の効率化を図るため「コンパクトな大会」をコンセプトとして実施していく必要がある。

これらのことから、本業務は国スポ等の開催にあたり、中央競技団体の指摘や要望、令和 6 年 3 月に策定した桜井市社会教育施設個別施設計画（芝運動公園総合体育館）を踏まえ、本市にふさわしい「コンパクトな大会」の実現に向けて基本構想の策定を行うものである。

3 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 12 月 31 日まで

なお、本委託契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定に基づく債務負担行為である

4 業務に要する費用（事業費限度額）

委託料の各年度及び総額の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりとする。

令和 7 年度	令和 8 年度	総額
0 円	13,500,000 円	13,500,000 円

5 業務内容

（1）開催予定施設の調査・分析と課題整理

① 開催予定施設

（ア）施設名称 芝運動公園運動場

所在地 桜井市大字芝地内

竣工年月 昭和 46 年 9 月

面 積 約 18,000 m²

施設内容 陸上 400mトラック、野球（ソフトボール）2面、夜間照明施設有り

開催競技 ソフトボール

(イ) 施設名称 芝運動公園総合体育館

所 在 地 桜井市大字三輪元馬場方 686 番地

竣工年月 昭和 58 年 5 月

面 積 <建築面積> 4,568.87 m²

<床 面 積> 5,735.31 m² (1 階 3,761.35 m²、2 階 1,973.96 m²)

施設内容 <コート配置> バレーボール 3 面、バスケット 2 面、テニス 2 面、
バドミントン 12 面

内部施設 柔道場 1 面、剣道場 1 面、トレーニング室、会議室、更衣室、シャワー室、放送室、事務室、器具庫 等

開催競技 卓球

② 開催予定施設の現況把握（図面調査、現地踏査等）

③ 中央競技団体正規視察における指摘・要望事項の意向把握

（卓球：令和 8 年 1 月下旬実施予定、ソフトボール：令和 8 年 2 月上旬実施予定）

④ 現況把握に基づく開催施設としての問題点・課題の整理

(2) 国スポ等開催施設の整備基準及び整備事例調査

① 国スポ等開催施設の整備基準の調査及び整理

② 近年開催された国民体育大会及び国スポ等の施設整備事例調査

(3) 駐車場計画及び敷地内車道・歩道動線と移動の円滑化（バリアフリー等）の検討

① 業務計画範囲（案）（別添）における国スポ等及び国スポ等終了後の利用状況を把握したうえでの、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例を踏まえた駐車場計画（身体障害者用駐車施設を含む。）を検討する。

② 芝運動公園内における施設利用者の安全性と車両の円滑な移動を確保するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）及び奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成 7 年 3 月 22 日奈良県条例第 30 号）に照らし、改善方法を検討する。

(4) 改修計画内容の検討及び概算事業費の算出

① 開催予定施設及び付帯施設（施設内諸室や駐車場等を含む。）の機能、整備水準、規模を精査し、改修計画を検討（複数案を提示）する。

② 開催予定施設や付帯施設の配置計画を検討し、計画平面図を作成する。

③ 上記改修に係る概算事業費を算出する。

(5) 事業の進め方の検討

① 本事業で想定される事業手法を抽出、開催予定施設の施設整備における望ましい事業手法を検討する。

② 施設整備等に関して、補助金等の有無や資金調達のメニュー等を検討し、事業費確

保の基本的な考え方を検討する。

③ 上記の検討を踏まえ、事業スケジュールの検討を行う。

(6) パブリックコメントの実施支援

本市では基本構想素案について、パブリックコメントを実施する予定であり、パブリックコメントにおける意見の集約及びその回答案の作成等の支援を行う。

(7) 打合せ協議及び会議体への支援等

業務を円滑に遂行するために適宜打合せ協議を行うこと。また、市議会や庁内協議等への説明が必要な場合は、発注者の指示に従い、随時、資料の作成や提出等を行うものとする。

6 現時点で想定される国スポに向けた施設整備等スケジュール

(1) 資料「現時点で想定される国スポ等に向けた施設整備等スケジュール（案）」を参照のこと。ただし、当該スケジュール（案）は、現時点で想定される一般的なスケジュールであり、本業務において、本市に最も適した事業スケジュールを検討、提示すること。

(2) 本仕様書「5 業務内容」(1)～(5)については、令和8年5月末までに取りまとめ提出するものとする。なお、指定日より前であっても作業の完了したものについては、成果物の提出を求める場合がある。

7 資料等の貸与

本業務を実施するにあたり、本市が所有する資料が必要となる場合、協議の上、随時貸与するものとする。

8 成果物の提出

次のとおり成果物を作成し、納品すること。

(成果物)

ア 第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会開催予定施設整備基本構想 2部

イ 第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会開催予定施設整備基本構想概要版 10部

ウ ア及びイの電子データ（CD-R又はDVD-R）

エ 業務報告書

オ その他本業務により収集した資料

カ 納品先 桜井市教育委員会事務局社会教育課

9 その他

(1) 本業務に関して、見積書に明示の無い事項であっても、基本構想の策定に当然に必要な事項については、市の要請に応じて受注者が誠実に対応すること。またその対応に必要な経費は、原則として受注者の負担とする。

(2) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、市の意図及び目的を十分に理解したうえで、業務を行わなければならない。

- (3) 業務の遂行にあたっては、市と十分に協議を行い、市の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗に応じて、定期的に市に報告を行わなければならない。
- (5) 市は、受託者の業務遂行に必要な資料等の収集に協力することとする。受託者は市から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用してはならない。また、貸与資料等は、業務完了までに市から返還の要請があった場合は速やかに市に返還しなければならない。
- (6) 業務の実施により得られた成果物、情報等については、市に帰属するものとし、受託者は、市の許可なく使用または流用してはならない。
- (7) 受託者は、本業務の全部もしくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、市が認めた場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- (8) 桜井市都市計画課が別途発注の「(仮称) 桜井市公園施設長寿命化計画策定業務」が同時期に予定されているため、当該業務受注者間との相互の協力（運動場の予備調査資料の受取、健全度調査と健全度・緊急度判定の受取、改修方針の渡し等）が求められるので、承知しておくこと。
- (9) 仕様書に定めがない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、市と協議して定める。